

（仮）こまば地域活動センター施設創設に対する財政支援について**1. これまでの経緯**

令和4年11月に実施した「旧恵庭市青少年研修センター跡地等整備事業プロポーザル」により、障がいのある方の地域生活の拠点となる施設の整備、及び住宅地の整備を行うこととして、社会福祉法人恵庭光風会を含む共同体への売却が決定した。

同法人による施設創設については、令和7年4月事業開始予定としていたものの、資材高騰等による計画の見直しにより、事業開始時期を令和8年4月に延期する申し出があった。

この計画見直しにおいては、建設施設について、当初計画の「5棟＋事務所棟」から「事務所棟」の建設を見送るとともに「3棟の先行建設」とし、残りの2棟については、「建設時期未定」とされている。

同法人においては、計画の見直し以降、地域住民への説明会開催のほか、整備事業費の再積算や国庫・道費の補助、自己借入等の財源調達の検討が行われ、総事業費（14億9,132万円）から国庫・道費補助金、法人積立金取崩し分を差し引いた金額のうち、自己調達分を除く費用（5億7,600万円）について、令和6年10月に、本市に対して財政支援の要望があった。

《建設施設の概要》

当初	5棟＋事務所 (グループホーム1棟、生活介護2棟、就労継続支援B型1棟、放課後デイサービス1棟)
変更後	3棟先行建設 (グループホーム1棟、生活介護2棟) ※残りは建設時期未定

2. 財政支援についての考え方

当該社会福祉施設の整備については、「障がい児者の地域課題の解決」や「障がい福祉施設の入所者の地域生活への移行」のほか、「新たな雇用の確保」、「地域の避難場所の確保」等の地域課題の解決につながるほか、市の障がい福祉施策の推進に大きく貢献することが見込まれるものであり、地域福祉の向上、地域経済の振興、えにわ障がい福祉プランの基本理念に掲げる「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」に貢献する事業であることから、公共団体にとって必要不可欠な投資であると考え、市としての財政支援を行う。

3. 財政支援の方法

財政支援の方法は、「ふるさと融資制度」を活用し、要望書に記載の「市への要望額／5億7,600万円」を限度として融資を行うものとし、法人の利子負担等を軽減する方法により財政支援を行う。

《ふるさと融資制度》

法人格を有する民間事業者が実施する設備投資等、公益性・事業採算性・低収益性があり、域内雇用を創出するなど、地域振興に資する事業に対して、地方公共団体が金融機関と共同して無利子貸付を行う制度

4. 総事業費及び財源内訳(令和7年4月時点)

(単位：千円)

総事業費	財 源 内 訳			
	国庫	道費	法人負担	ふるさと融資
1,491,320	176,060	88,040	651,220	576,000

5. ふるさと融資による市負担の見込み

- ・ ふるさと融資の借入額／5億7,600万円
(20年償還、据置0年、利率1.025%、半年賦元金均等で積算)
- ・ 借入元本は最終的に事業者が負担し、市は借入金の利子等を負担する。
- ・ 「借入金利子額」、「融資保証料」の75%は、後年次に特別交付税措置される。

《借入金利子》

・ 借入金利子額	5,960万円・・・①
・ 特別交付税措置	4,470万円・・・②
・ 市実質負担額	1,490万円 (①－②)
	<u>(年額／平均74万5,000円)</u>

《融資保証》

・ 融資保証料	2,908万円・・・③
・ 特別交付税措置	2,181万円・・・④
・ 市実質負担額	727万円 (③－④)
	<u>(年額／平均36万3,500円)</u>

6. 今後のスケジュール(予定)

- ・ 令和7年7月頃 借入申込(国庫・道費補助の内示後)
- ・ 令和7年11月 第4回定例市議会での補正予算案提出
※市負担分の財源は、社会福祉事業推進基金を予定。